武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律施行令（平成十五年政令第二百五十二号）第三条第三十七号の規定に基づき、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律第二条第七号に規定する指定公共機関を公示する件（平成十六年九月十七日）の一部を次のように改正する指定をしたので公示する。

平成二十八年五月十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

第七号を次のように改める。

七　東京電力エナジーパートナー株式会社

第百十二号を第百十五号とし、第八号から第百の十一号までを三号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の三号を加える。

八　東京電力パワーグリッド株式会社

九　東京電力フュエル＆パワー株式会社

十　東京電力ホールディングス株式会社

限定救命艇手登録講習実施機関の登録事項の変更

救命艇手規則（昭和37年運輸省令第47号）第16条の規定に基づき次の者から申請があったので、同規則第26条第２号の規定に基づき公示する。

平成 28 年５月 11 日

国土交通大臣　石井　啓一

１．登録講習実施機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

限定救命艇手登録講習実施機関第２号

独立行政法人　海技教育機構

理事長　野崎　哲一

神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地

２．変更しようとする事項

登録講習を行う事務所の所在地

変更前：静岡県静岡市清水区折戸３－18－１

変更後：神奈川県横浜市中区北仲通五丁目57番地

登録講習を行う者の代表者の氏名

変更前：加藤　敏文

変更後：野崎　哲一

３．変更した日　平成28年４月１日

４．変更の理由　法人の住所及び代表者の変更のため

法　　務

再審による無罪判決の公示

Ａ（住居大阪市内、昭和一八年生）に対して、㈠平成一六年一一月二一日頃、少女（当時一一年）を姦淫し、㈡平成二〇年四月一四日頃、同女（当時一四年）に対し、強いて姦淫し、㈢平成二〇年七月上旬頃、同女（当時一四年）に対し、強いてわいせつな行為をした」との事実につき、有罪判決が確定していたが、再審の結果、強姦等の事実があった旨の少女及び目撃者の各供述が虚偽であることが明らかとなり、犯罪の証明がなかったので、平成二七年一〇月一六日無罪の言渡しをした。

大阪地方裁判所

公　　告

諸　事　項

工場財団

東京都港区六本木六丁目12番２－803号**江口弘尚**の工場財団に、群馬県高崎市上室田町字糠塚5744番地１上室田第４発電所の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出てください。

平成 28 年５月 11 日

前橋地方法務局高崎支局

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の名称　大神　末寛（ゴッドビック投資顧問）

２．住所　東京都中央区日本橋兜町17－１　日本橋ロイヤルプラザ421号

３．代表者の氏名　大神　末寛

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第722号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成28年11月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 28 年５月 11 日

関東財務局長　乙部　辰良

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　オリコンＤサイエンス株式会社

２．住所　東京都港区六本木６－８－10　ＳＴＥＰ六本木　西２Ｆ

３．代表者の氏名　代表取締役社長　小池　恒

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2779号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成28年11月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 28 年５月 11 日

関東財務局長　乙部　辰良

金融商品取引業者営業保証金取戻し公告

金融商品取引業者営業保証金規則（平成19年内閣府・法務省令第３号）第14条第２項の規定により次のように公示する。

１．供託者の商号　パイ・フィナンシャル・アンド・マネジメント株式会社

２．住所　東京都港区西麻布４－11－７－306

３．代表者の氏名　代表取締役　小山ナオコ

４．取戻しをしようとする営業保証金の額　5,000,000円

５．上記の者（登録番号関東財務局長（金商）第2451号）の営業保証金につき金融商品取引法第31条の２第６項の権利を有する者は、平成28年11月11日までに金融商品取引業者営業保証金規則別紙様式第５号による申出書に権利を有することを証する書面を添えて関東財務局理財部証券監督第２課に提出されたい。

６．前号の期間内に申出書の提出がないときは、配当手続から除斥される。

平成 28 年５月 11 日

関東財務局長　乙部　辰良

相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

平成２７年（家）第３３５号

和歌山県岩出市中黒125番地の５

申立人　田村　智子

本籍和歌山県岩出市中黒126番地２、最後の住所和歌山県岩出市中黒126番地の２、死亡の場所和歌山県岩出市、死亡年月日平成19年１月23日、出生の場所和歌山県那賀郡岩出町、出生年月日昭和５年５月６日、職業不明

被相続人　亡　南方　憲一

和歌山県岩出市西野135番地の21

相続財産管理人　野嶋弘太郎

和歌山家庭裁判所

平成２７年（家）第５５１号

和歌山市小松原通１丁目１番地

申立人　和歌山県知事　仁坂　吉伸

本籍和歌山県海草郡紀美野町大角152番地、最後の住所和歌山県海草郡紀美野町大角130番地の２、死亡の場所和歌山県海草郡野上町、死亡年月日平成９年12月１日、出生の場所不詳、出生年月日明治40年７月26日、職業不明

被相続人　亡　仲岡　セイ

和歌山県御坊市薗266番地32

相続財産管理人　戸上　浩二

和歌山家庭裁判所

平成２８年（家）第５４号

和歌山市三木町中ノ丁10番地

申立人　中　　惠

本籍和歌山県和歌山市市小路87番地、最後の住所和歌山県和歌山市大谷358番地山路五郎方、死亡の場所和歌山県和歌山市、死亡年月日平成28年１月17日、出生の場所和歌山県和歌山市、出生年月日昭和11年４月17日、職業無職

被相続人　亡　宮本　雅史

和歌山市岡山丁26番地

相続財産管理人　山本美佐子

和歌山家庭裁判所